平成２２年（フ）第１７３号
広島県世羅郡世羅町大字宇津戸1421番地２
債務者　田坂　真実（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２号
広島県三原市田野浦１丁目２番２―108号
債務者　峯本　徳行
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈13番地199、住民票上の住所福岡県飯塚市本町20番13号
債務者　宮川　清人
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８８号
福岡県嘉麻市下山田327番地18
債務者　勝野紀美代
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４６３号
福岡県久留米市津福本町1497番地１　第一松永コーポ302号
債務者　白谷　智惠（旧姓外山）
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３号
福岡県小郡市寺福童987番地
債務者　遠山　　明
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３５６号
福島県伊達市舘形27番地１　ベルブリーズ・ＳⅡ205
債務者　和田　文明
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
福島県伊達市箱崎字原８番地
債務者　高橋　　薫
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５２号
愛知県小牧市古雅２丁目10番地15
債務者　居酒屋こまきこと　安藤　秀樹
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２１号
愛知県津島市藤浪町２丁目１番地２　津島団地２棟114号
債務者　野村　俊廣
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
愛知県刈谷市今川町山ノ神111番地２
債務者　市川　涼子
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５８号
滋賀県草津市野路２丁目１番３号
債務者　山本　陽子
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１
債務者　中村きさえ
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８７８号
高知県香南市赤岡町439番地３
債務者　溝渕　要介
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４３号
高知市和泉町13番３号
債務者　伊藤　勇孝
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４６号
高知県香美市土佐山田町西本町１丁目２番13号
債務者　有澤　重忠
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４９号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅W―８号
債務者　川上美佐子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係